○　航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第２８号）新旧対照表

（下線部分は今回改正部分）

改正後	改正前
（任用） 第２条　日本の国籍を有する者で次の各号のいずれかに該当する年齢１８歳以上２４歳未満であつて航空学生試験に合格したものは、２等海士又は２等空士たる自衛官に採用し、航空学生を命ずる。ただし、合格した者が自衛官である場合は、その者の現に任命されている階級において又はこれと同位の階級の海上自衛官若しくは航空自衛官に転官させて航空学生を命ずる。 ⑴～⑶　［略］ ２　［略］	（任用） 第２条　日本の国籍を有する者で次の各号のいずれかに該当する年齢１８歳以上２３歳未満であつて航空学生試験に合格したものは２等海士たる自衛官に、年齢１８歳以上２４歳未満であつて航空学生試験に合格したものは２等空士たる自衛官にそれぞれ採用し、航空学生を命ずる。ただし、合格した者が自衛官である場合は、その者の現に任命されている階級において又はこれと同位の階級の海上自衛官若しくは航空自衛官に転官させて航空学生を命ずる。 ⑴～⑶　［同左］ ２　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	